解散公告

当社は、平成二十九年十月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月十六日

宮崎市佐土原町下田島九五一二番地一二

有限会社佐藤建築設計事務所

清算人　佐藤　潤一

解散公告

当社は、平成二十九年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月十六日

宮崎市清武町池田台三一番地四

株式会社Ｉ．Ｍ．Ｐ．Ｅ

代表清算人　戸田　淳子

解散公告

当法人は、平成二十九年十月十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月十六日

鹿児島市上之園町一三番地の五

特定非営利活動法人メタボ対策推進協会

清算人　赤星　士郎

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十九年十月二十日美濃市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月十六日

岐阜県美濃市一三五〇番地

美濃市美濃インター前土地区画整理組合

代表清算人　須田　鋭逸

解散公告（第一回）

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月十六日

山口県山口市徳地八坂七〇七番地の二

有限会社富士商

清算人　藤田　敏彦

解散公告（第二回）

当自治会は解散したので、当自治会に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月十六日

岐阜市加納新柳町一〇番地四

加納新柳町自治会

清算人　杉岡　滋夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年十月二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月十六日

大阪市東住吉区山坂二丁目一九番五〇号

宗教法人八雲教本部

清算人　永田　芳樹

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月十六日

鹿児島県姶良市蒲生町上久徳二四〇一番地

社団法人蒲生育英会

清算人　國生　卓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市大字小中野町字中道一三番地、最後の住所青森県八戸市小中野三丁目二一番一八号　被相続人　亡　大坂　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月十六日

事務所　青森県八戸市根城九―一九―九

浅石法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小野　晶子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市肴町六四〇番地、最後の住所山形県山形市城西町五丁目二番三二―二〇一号グランファーレ

被相続人　亡　藤田　明史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月十六日

山形県山形市木の実町一番二七号パステルＳＡＴＯ二階

相続財産管理人　弁護士　渡邊　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市千代田町五丁目六番地、最後の住所群馬県前橋市千代田町五丁目六番一〇号　被相続人　亡　金井　誠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月十六日

群馬県前橋市千代田町一丁目一四番二〇号

相続財産管理人　弁護士　藤口　光洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県入間郡毛呂山町大字葛貫六二四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中島　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月十六日

埼玉県川越市的場二八三四―四

相続財産管理人　佐藤　寛太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県新座市栄一丁目三番、最後の住所埼玉県新座市栄一丁目三番二号　被相続人　亡　菊地　皓

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月十六日

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目一〇番地シンテイ大宮ビル五階オレンジ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　有馬　明仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県長生郡白子町関一二八六番地、最後の住所千葉県長生郡白子町関一二八六番地　被相続人　亡　大多和俊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月十六日

事務所千葉県茂原市鷲巣二九五番地八

相続財産管理人　司法書士　麻生　武

第61期決算公告

平成29年11月16日　川崎市中原区上小田中6―22―10

三光ライト工業株式会社

代表取締役　永峰　大三

貸借対照表の要旨（平成29年7月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,489	流動負債	989
固定資産	2,836	固定負債	939
有形固定資産	2,489	株主資本	3,415
無形固定資産	7	資本金	100
投資等	340	資本剰余金	571
繰延資産	18	資本準備金	571
		利益剰余金	2,792
		利益準備金	46
		その他利益剰余金	2,746
		（当期純利益）	(9)
		自己株式	△48
資産合計	5,343	負債・純資産合計	5,343